



2018年 10月26日  
第42号

**JR 東労組**   
**Yokohama**

**JR東労組横浜地本**

発行人 助川一実

編集情報部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申第6号

## 「駅業務執行体制の再構築等(川崎駅)」に関する申し入れ 団体交渉実施!!②

～①からのつづき～

4、輸送混乱時の南武線ホームの案内体制について明らかにすること。

引き続き駅総体で行っていく。

<組合>異常時の体制について今後はどうなるのか。

<会社>階段規制やホームへの放送については出改札や内勤含め駅総体で対応する。

<組合>管理者とのコミュニケーションについて課題があるかどうか。

<会社>意見として承り、会社として教育させていただきますが、体制等については駅の判断ですることになる。

5、乗務員の遺失物の取り出しについて明らかにすること

現状での対応となる。

<組合>11月7日以降の乗務員の取扱いはどうなるか。

<会社>基本は取扱い駅、終着駅、乗務交代駅での取扱いとなる。

<組合>矢向駅のように駅社員が不在の時間帯の取扱いはどうするのか。

<会社>自区に持ち帰り当直預かりを基本とする。

<組合>川崎駅で遺失物を預かった場合はどうするのか。

<会社>時間のある時は改札に持っていくが時間の無い場合は所定の取扱いとする。

<組合>委託後の南武事務室の取扱いはどうするのか。

<会社>基本的には駅の管理とする。

6、業務委託される遺失物取扱業務はエルダー雇用の場とすること。

引き続きエルダー社員の雇用の場の確保の必要性を念頭に置きつつ、効率的な駅業務委託を推進していく考えである。

<組合>エルダー雇用の場として確保すること。

<会社>今までと考えは変わらない。

7、本施策実施後の一定期間後には労使で検証をおこなうこと。

具体的な提起がある場合には、「労使間の取扱いに関する協約」(平成30年10月1日締結)に則り取り扱っていく。

**以上を持って交渉は終了しました。  
今後、組合員とともに委託後の検証行動を進めていきます。**